

役員報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人入間福祉会(以下『法人』という。)の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった諸経費について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び顧問をいう。

第2章 報 酬 等

(報 酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員報酬表に定める基準額を理事会に於いて決定し、勤務実態に合わせて各人に支給する。別途賞与に支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したときは、その他法人業務に携わったときは、次の通り支給する。

(1) 評議員の評議員会に出席したとき 8,000円

(2) 理事の理事会に出席したとき 8,000円

(3) 監事の監事会・理事会に出席したとき

税務等資格を有する者、監事会1回 20,000円

理事会1回 8,000円

その他の者 監事会1回 10,000円

理事会1回 8,000円

(4) 監事の行政監査立ち合い、入札審査等

税務等資格を有する者1回 10,000円

その他の者1回 5,000円

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会に於いて、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価の上見直すことがある。

4 理事に於いて、施設本部事務局の職務を兼務する者には、第1項及び第2項

は適用しない。ただし職員給与に加えて役員等兼任手当として次の通り支給する。

月額 1,000円

(交通費)

第4条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次の通り支払う。

- 2 第3条1項の役員等については交通費届によって申し出された金額に出勤日数を乗じた金額を支払う。
- 3 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その都度実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第6条 出張長旅費は原則として交通費、宿泊費日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道賃、船賃、航空賃(急行料金、特急料金、指定料金を含む。)に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、食費、付随するサービス料等とし、出張日数に応じて支給する。
- 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日当たり5,000円を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
- 6 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書を以て仮受することができる。
- 7 出張者は出張終了後速やかに領収書を添付して、出張旅費を清算するものとする。

第4章 慶弔費

(授章祝金)

第8条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、東京都知事、埼玉県知事の功勞賞又は国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたおき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝い金を支給する。

(傷病見舞金)

第7条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第8条 役員等が火災、水害その他不治の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に応じて別表1の定める災害見舞金を支給する。

(慶弔金)

第9条 役員が死亡した時は、別表2の定めにより相続人に慶弔金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第10条 役員等の親族が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第5章 附 則

(旅費の支払い方法)

第10条 旅費・報酬は、役員会毎回通貨で直接役員に其の金額を支払うか又は役員の所有する口座に振り込むものとする。ただし、次にあげるものは支払いの際控除する。

(1) 所得税 その他

2、必要に応じて理事会で協議し控除することができる。

(返還義務)

第6条 虚偽の申告により不当な旅費・報酬を受け取ったときは、又は誤算により旅費・報酬を受け取ったとき。

別表1、
災害見舞金

全焼、全壊、全流失	30,000円
半鐘、半壊、半流失	20,000円
一部焼、一部壊、床上浸水	10,000円

別表2、

慶弔金表

業務外の本人の死亡	30,000円
配偶者の死亡	20,000円
子(養・継子を含む)の死亡	20,000円
父母(義父母を含む)	10,000円
同居の義父母及び兄弟	10,000円
その他	10,000円

報酬表

号 俸	支給基準額
1号	月額 600,000円
2号	月額 650,000円
3号	月額 700,000円
4号	月額 750,000円
5号	月額 800,000円
6号	月額 850,000円
7号	月額 900,000円
8号	月額 950,000円
9号	月額 1,000,000円
10号	月額 1,050,000円
11号	月額 1,100,000円
12号	月額 1,150,000円
13号	月額 1,200,000円
14号	月額 1,250,000円
15号	月額 1,300,000円
16号	月額 1,350,000円

付 則

この規程は平成11年5月1日より施行する。

この規程は平成21年12月1日より改正施行する。

この規程は平成22年4月1日より改正施行する。

この規程は平成26年4月1日より改正施行する。

この規程は平成27年4月1日より改正施行する。

この規程は平成29年4月1日より改正施行する。

この規程は令和 2年4月1日より改正施行する。

この規程は令和 3年4月1日より改正施行する。